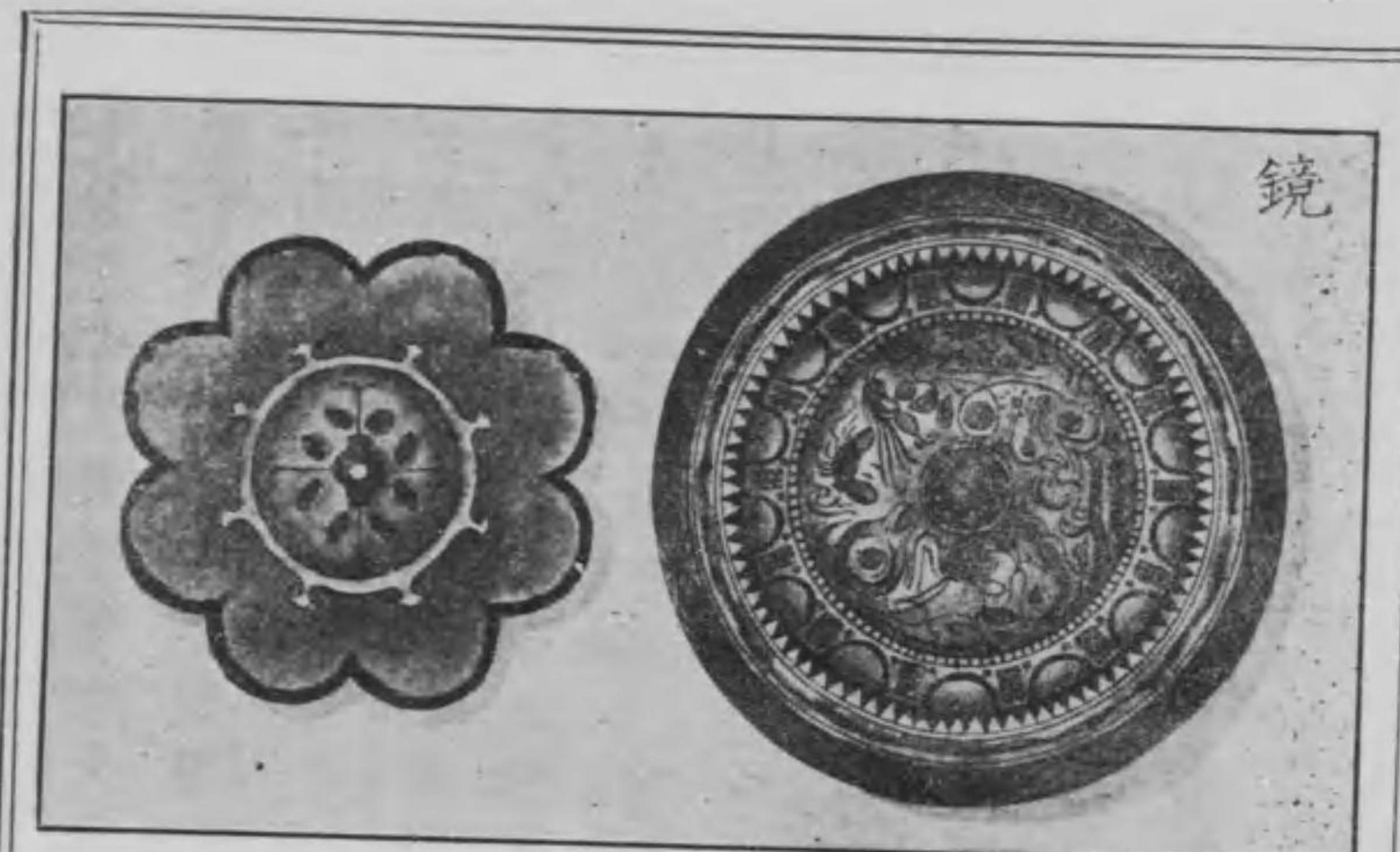


し其の建設者であつても、今日に於ては其の國家の主權者ではない、其の主權者は外來の強敵であつて、建設者たる祖先の功業は、既に此の強敵の爲めに奪はれて了つたと言ふ國が甚だ多いから、其の祖先を崇敬するは單に祖先として崇敬するの外、又た何等の意味をも含まれないのである。若し其の崇敬に大なる意味があつて、祖先の功業を追慕するに於ては、現在の國家を顛覆し、現在の王室を破壊せねばならぬ事となる。斯くの如きは其の王室の最も憂ふる所であるから、西洋各國に於ては祖先崇敬と言ふ事は國家の大禁物で、従つて之を未開若くは半開時代の微々たる一種の宗教なりと牽強して侮蔑し去るの傾向がある譯である。然るに我が建國の祖神は、初めよりして日本國土の一定の地域を經營し、無疆の徳澤を以て絶大の偉業を建て、

其の遺績を千歳に傳へ、其の遺訓を萬世に貽されたのであるから、即ち子孫の盡すべき大孝としては、固より其の遺訓を遵守し、其の遺績を虔仰し、其の遺風を顯彰して、以て祖先に歸一するにあるから、之れに歸一せんが爲めに即ち之を祭り之を敬するのである。されば單に同種同族としての祖先を崇拜する者と、或は其の形式に於て似たる所ありとも、其の精神に於ては相距ること甚だ遠しと言はねばならぬ。即ち此の精神を畏くも

天照大神の大詔
に於て窺ひ奉ることが出来る。其の大詔は
此の鏡を覗むること猶ほ吾を視るが如くし、床を同うし、殿を共にし、以て日夕吾を拜くが如くに齋き奉れ
とて、皇孫瓊杵尊に三種の神器を授け給へる時、特に其の御



鏡

鏡を手づから授けさせ給ひての大御言である。此の大御言に就て吾等は先づと言ふ物を知らねばならぬ。开は劍と璽と鏡であるが、劍にも伊邪那岐神及び素戔鳴尊の佩き給へる十握劍もあり、稜威尾羽張劍もあり、頭槌劍もあり、天瓊矛もあり、大己貴命の獻上されたる天廣矛もあるが、三種の神器の一として國家鎮護の寶劍と定められたのは、即ち素戔鳴尊が出雲の簸川上にて八岐大蛇を退治し、其の大蛇の尾端より獲

三種の神器

られたる天叢雲劍が夫れである。日本武尊が東夷御征伐の時、此の劍を以て平定の功を奏せられしより草薙劍と申し、尾張國熟田神宮の御神體として今に傳はつてゐるが、洵に剛健武勇の神性を表昭し奉るに餘りがある。又た璽には、伊邪那岐神並に天照大神の御平常に纏ひ給へる五百箇御統の御珠もあり、素戔鳴尊が献上されたる天櫛明玉命の作りし御珠もあり、天齋殿の神事に當つて玉祖命をして作らしめられたる御統珠もあり、又豊玉命の作りたる八坂瓊勾玉もあるが、其の玲瓏たる美光は、實に慈愛に富み給へる神徳を表昭するものと拜察せられる。而して其の鏡は、即ち石凝姥命をして作らしめられたる八咫鏡で、伊勢の内宮の神靈が夫れである。今天照大神が皇孫瓊杵尊に授け給へるは實に此の八咫鏡であつて、曇りなき其の表面には

天地萬有を映照し盡して餘りがあり、清淨純潔、公明至誠、宇宙の一切を擧げて此鏡に對するの時、其處に如何なるものも其の眞を詐ることが出來ない。されば我國の神社には必ず神鏡があるのは、此の鏡に對して其の眞を詐らず、至誠を捧げて神に歸一せんが爲めである。而して其の淵源は天照大神の大詔にあるは申す迄もない事である。即ち

此の鏡を視ること猶ほ吾を視るが如くせよ

と仰せ給へるは、鏡に映る皇孫尊の御容姿が、取りも直さず天照大神の御容姿であり、御舉動であり、御心情であるぞとの御意に外ならぬ。而して其の鏡は、善惡共に有りの儘を映すものであるから、鏡に對しては何物をも詐ることが出來ない。斯くて純潔至誠の精神を以て之に向ふの時、其處に初めて神人合一

があり、同心一體があつて、皇孫尊の御容姿が天照大神の御容姿であり、又た尊の御心情が大神の御心情たり得るのである。さればこそ更に又た

日夕吾を拜くが如くに齋き奉れ

と仰せられて、日夜息らず大神の心を以て心とし、寤寐の間にも國家の隆盛と民生の幸福とを期待するに留意せよとの御意である。尤も此の御意は獨り皇孫尊に對するのみではないから、億兆萬民が此の大詔を奉戴して鏡に向ふの時、其の鏡に映る吾等の容姿と舉動と心情とは、又た實に吾等の父祖の容姿舉動心情の反照であつて、同時に父祖と吾等との歸一を實現するものである。而して吾等の父祖の小にして遠きものは氏神であり、其の最も近きは父母であり、大にして遠きものは神代の神々で

あり、近くして大なるは現神たる天皇であらせらるるから、吾等は至誠純潔の精神を以て鏡に對するの時、即ち天祖に歸一し、天皇に歸一し、氏神に歸一し、父母に歸一し、斯くて君臣一體、上下一致、億兆一心の美を濟し得る所以である。是れ即ち敬神祭祀の本義であつて、實に大孝を申ぶる所以の皇道となり、更に又た忠誠を盡す所以の神道となるのである。

されば神武天皇が天業を大和に恢弘して、都を檜原に奠め給ひ、即位の大禮を擧げさせられて三種の神器を正殿に奉安せらるるの後、神籬を立てゝ高皇產靈神以下の八神を祭り、即位の四年二月、更に靈畤を鳥見山に設けて天照大神並に建國創業の天神を禮祭せられ、詔して『朕が皇祖の靈は、天より照覽ましまして朕が躬を光助し給ふに依り、今諸虜既に平ぎ、海内無事なり。

故に茲に天神を郊祀りて、以て大孝を申ぶべし』と仰せられたるは、即ち

報本反始の至孝

を以て天神に歸一し給ふ所以の皇道である。凡そ善く父母に事ふるを孝と言ひ、又た善く祖先に事ふるも孝と言ふのであるが、其の孝は儒教に言ふ所の孝で、即ち個人の常道たる孝である。併しながら、天下を統べ治め給へる天皇が、御先祖たる神々の心を以て心とし、善く之れに事へ給ふの道は、儒教に言ふ所の孝とは遙に深遠にして且つ廣大であるから、特に之を大孝と申しがれ奉るのであるが、此の大孝こそ即ち皇道の眞髓で、神道を繼紹して治國安民を轉念あらせらるる所以は、實に大孝を申べ給ふ所にある。故に其の大孝を申べ給ふ所の

敬神祭祀は即ち治國安民の要道

であつて、治國安民は又た實に敬神祭祀の道に據らせらるるの外はないのである。是に於て祭政一致の大道が立つのである。由來統治の大權は、祖神の威徳の現化であり、大權の尊嚴は祖神の威徳の尊嚴であるから、祖神を崇敬し祖神を祭祀するは、即ち大孝を申べて國家の統治を全うせらるる所以の本義で、又實に祖神の大命を遵守して之を遂行し給ふ所以の孝道である。故に敬神は治國の要義で、治國は敬神に據るの外はない。而して敬神の道は祭事を以て神人歸一の本旨とし、其の本旨に基づく所の政事は、即ち又た祭事と同一精神であるから、國家を統治するは、神命に對へ給ふものであつて、祖神を祭るは、政道の由て生ずる本源である。されば政治と祭神とは終始一貫して

離れず、政事と祭事とは一義にして國訓相通じ、斯くて

祭政一致の國體

を爲せる所以である。然れども泰西の學者は、祭政一致を以て尙ほ未開の時代の遺物なりとし、本邦の祭神を目して單に祖先崇拜なりと爲す者は、未だ本邦の國體が祖神の祭祀を以て最大要務とし、忠孝の大道茲に起り、萬古不易の儀範一に之より生じ、祖宗の祭祀を措きて又た國家あらざるの眞髓を窮めざるが爲めてある。之を天孫降臨の際に見るに、中臣連の遠祖天兒屋根命と、齋部首の遠祖太玉命とは、共に祭祀を主りて政務を輔翼し、神武天皇即位の後、百官を定めらるるに當つても、其の天兒屋根命の後なる天種子命と、太玉命の後なる天富命とは、又た共に祭祀を主りて朝政を輔佐し奉り、祭政一致の實は

益々明かとなり、斯くて中臣、齋部の兩氏は、後世に至る迄祭祀政務並に其の大任を盡した所以であるが、其の祭祀は政務より生ずるのでなく、政務は實に祭祀に基づきて始まるものであるから、中古の世に於て神祇官を置かるるに至つても、其の神祇官は常に太政官の上に位置し、斯くて天皇は神祇を總攬せらるると共に、又た政務を總攬せられ、泰西の謂ゆる羅馬法王と帝王とを兼ね給ひて、過去現在將來に亘り、天地と終始して一貫不變なる所に、即ち我が國體の眞髓があるのである。

四、政教一體

既に敬神祭祀は治國の根本義で、祭政の一致も、忠孝の一本も、億兆の一心も、亦た皆是より發し、其の歸する所は至誠純潔の精神を以て神人合一するにあることを了解した。而して其の神人合一は、之を臣民よりしては、天皇に歸一し、祖先に歸一し、以て忠孝兩全を期するにあり。之を歴代の天皇よりしては、建國祖神と御一體となり、神道即ち皇道を以て萬有を包含し天地と一致し給ふにある。されば國家統治の大權は、建國祖神以來天地と始終し、祖神の御延長たる天皇は、又た天地と始終して國家を總攬あらせらるべきものであるから、即ち皇孫瓊杵尊の日向降臨に際し、

天照大神の大詔に

豊葦原千五百秋瑞穂國は、是れ吾が子孫の君たるべきの地なり、宜しく爾皇孫就きて之を治らせよ。行け。寶祚の隆なること、當に天壤と俱に窮りなかるべし

と仰せ給はれたる所以で、

寶祚の無窮と皇統の萬世一系

とは、實に此の大詔に依つて先天的に確定せられ、固より人爲法制の左右し得べからざるものたるを虔仰すると共に、其の寶祚と皇統とは、此の大詔を事實の上に立證せられつゝ既に數千年を経過して今日の盛世あるに至り、又た將來永遠に無窮に天地と終始せらるべきは勿論である。されば本邦統治權の主體たる天壤無窮の寶祚は、萬世一系の皇統が天地と終始して治らせ給ふものであつて、而かも之が統治權の客體たる日本國土及び民族は、又た偶發的に若くは弱肉強食の結果として形成結合せられたるものでなく、此の國土は天神の生成し給ひし所、此の民族は神別皇別として其の本源を天神に發せる末流支裔を以て

満たされ、或は蕃別として歸化漂着移植俘虜の民なきに非ざるも、皆悉く同化融合せられ、苟も日本國土に住居して一心同體の實を擧げつゝある民族は、總べて天皇の赤子たる青人草であるから、君臣は親子に異ならず、一國は一家の擴大したるものである。故に民あつて然る後に君あるのでなく、君あれば則ち民あり、民あれば則ち君あり、寧ろ君あつて然る後に民ありとも言ふべきことは、猶ほ父母あつて然る後に子女ありと言ふに同じく、斯くて子女は其の父母に歸一し、臣民は天皇に歸一し、以て上下一體、億兆一心の美を濟しつゝあるのであるから、即ち斯民は萬世一系の皇統と共に無窮に、斯國は寶祚の天壤無窮と俱に永遠に、益々國體の精華を發揚し得る所以である。

故に此の國體は、天地と始終して萬世不變であるが、唯だ統治

權の行使たる政務の形式、即ち政體に至つては、時勢に應じて之を變更するも何等の妨ぐる所はない。唯だ國體に至つては法制學說の之を變更し得べきものでないから

國體と政體

とを混同すべからざるは勿論である。されば我國の上世に於ては、皇子皇女を各地に封じて分管せしめられたる封建制度があり、又た後世徳川時代に於ては、大小名を配置して藩政を行はしめたる封建制度もあり、孝德天皇の大化の新政は、門閥をして其の土地及び部民を私領せしめず、土地人民を擧げて國有とし、國郡を更定して大中小に別ち、國司郡司を置きて管轄せしめられたる國郡制度であり、明治維新以後は、藩を廢して縣を置かれたる郡縣制度となり、以て七百年來の武家政治を一變し

て大政を復古し給ひ、新に立憲君主國として憲法政治を行はせらるるに至つたのであるが、此の憲法は、國體に準據して其の政體を明かにし、統治權の本義と其の統治權の行使の方法とを立て、斯くて臣民の自由及び權利を保護し、又た其の義務を規定したるものであるから、各國互に其の國體に伴ひて、或は公約憲法があり、或は欽定憲法があるが、我國の憲法は萬古不易の神道を體せられたる皇道の發現であつて、即ち天皇の詔命であらせらるるから、外國に於て往々見る所の君臣相互の契約の如きものではないのである。故に天皇は憲法の上に位し、神聖尊嚴にして、天地と終始し給ふべき永久不變の元首で、皇位は又た絶對に無限無窮である。而して其の皇位は統治權の本源で、天皇は皇位を表象し給へる實體で、又た實に此の國土を生成し

給へる天神の御子であらせられるから、常に天神と同心一體に坐して、萬世一系の皇統を以て天壤無窮の皇位に即かせ給ふ所以である。而して下萬民は天皇の赤子として又た天皇に歸一し、皇道に合體し、斯くて國體の精華を發揚しつゝあるのであるから、畏くも萬機公論に決すと仰せ給ひて、天下の輿論に聞き、以て政務を御裁斷あらせらるるのである。此に於て代議政治が始まること至つた。そもそも此の

萬機公論に決せん

と仰せられたる明治元年大政復古の五箇條の御誓文の御趣意は、遠く神代の神意に發せられ給ひしは勿論であるが、近くは聖德太子の憲法第十七條に、大事は獨り斷ずべからず、必ず衆と與に論ずべしとあるを體し給へるものと拜察し奉るのであるが、

そもそも此の公論に聞き給へる合議政體代議政治の起源は、既に天照大神の御世にあるのである。之れに就て吾等は先づ順序として

天齋殿の變事

を述べねばならぬ。當時天照大神が、始めて水田を開き給ひ、大神の御田たる天安田、天平田、天邑并田などは、皆良田であつて、霖旱に遇ふも損害を蒙らざるに引き替へ、弟君の素戔鳴尊の御田たる天穂田、天川依田、天口銳田などは、皆磯田であつて、水旱並に其害を免かれぬ所から、素戔鳴尊は其の餘憤を天照大神の美田に漏らし給ひ、春は渠槽を放ちて瀦水を涸らし、斯くて旱溢並に水利を害し、或は池溝を埋めて灌漑を妨げ、或は畦畔を毀ちて田水を放流し境界を失はしめ、其の播種に當つて

ては、敵を重ねて幾度か種子を蒔き、斯くて其の發生を害せしめ、秋は竊に串を田中に挿し込み置きて境界争ひを起し、或は馬を田に放ちて離々たる稻穂を踏み荒らさしむるなど、其の暴状を盡して尙ほ飽き足らず、天照大神が新嘗祭を行はせらるるに當つては、人糞馬糞などを新殿の戸に塗り着けて神聖清淨を汚し、或は窃に大神の御席の下に糞を置きて、知らず識らずも其の上に坐せしめられ、始めて惡臭穢汚に驚き給ふを見て快哉を叫ぶが如き、苟も清淨純潔なる神性の最も忍び給はざる汚物を以て惡行を極め、殊に祭神の爲めに設けられたる新殿の神聖を瀆すに至つては、純潔至誠を以て建國の本義とせる我國に於て、何等の暴状か之れに過ぐるものがあらう、而かも尙ほ大神が新に齋服殿を作り、潔齋して神衣を織り給ふに當り、密に其

の齋殿の屋上を破り穿ちて、皮を剥ぎたる死馬生馬などを、不意に其の破れ目より投げ入れ、驚きの餘りに大神は棟にて玉體を傷け給ひ、左右に侍りたる織女は、或は重傷を負ひ、或は死に至るものさへあつた。事茲に至つては大神も最早如何とも爲し難く、深く齋殿の内に隠れ給ひ、堅く其の戸を閉して再び出で給はぬものから、天地爲めに晦暝にして晝夜を別たず、萬妖一時に發して秩序紊亂し、世は常闇の裡に包まれて政令の出づる所がない。之を古傳には天齋殿の變事と言ふのである。

然るに齋殿は石窟戸に通するに依り、日本書紀の撰者が誤つて天石窟戸の文字を用ひたるが爲め、後世に至つては、天照大神は眞に石窟に閉居し給へるが如くに解釋し、從つて神代の神々は悉く穴居櫻樓の蠻民と同列なりしが如くに思惟する者あるは、

返すノも遺憾の極みである。そもそも穴居巣棲の蠻族は、彼の「あいぬ」及び熊襲の祖先たる石器使用の人種であつて、我國本來の原始人種たることは既に述べたる如くであるが、建國祖神の一族は夙くも開明の域に進み、金銀銅鐵珠玉の器物を用ひ、耕作機織の道既に開け、家屋建築の術大に進み、伊邪那岐、伊邪那美の二神の八尋殿は申すも更なり、底津岩根に宮柱太知り、高天原に千木高知りて坐せるものを、何を以て石窟若くは土窟に住み給ふの理があらう。されば舊記に天石窟戸と誤記したるは、即ち大神が神衣を織り給へる天齋服殿たる齋殿であることは論ずる迄もない。斯くて殿内深く隠れ給ひて萬機の御親裁あらせられぬ所より、恰も日月の光明を失へるに似て、世は常闇の裡に包まれたるものから、即ち天地晦暝晝夜を別たざるに比

喻せられたのである。若し夫れ石窟戸を石屋戸の文字に作り、斯くて其の齋殿の堅牢なること巖の如きものあるに依ると言ふが如きも、亦た牽強附會たるを免れぬ。

然るに萬機の御親裁は一日も緩うすることが出来ず、國政は片時も弛廢すべからざるに依り、八百萬の神々が相集りて會議を開き、衆議に訴へて善後策を講ずるに至つたのが、即ち

天安河原の會議

て、此の會議こそは實に後世の合議政體代議政治の起源となり、衆議公論に依つて國事を決する所の立憲的精華は、夙くも此の時に發揮せられたのである。而して其の天安河は高天原に於ける河にて、當時の高天原たる皇居は、大和の高市附近であつたらしく考へられるのであるが、之を安河と言ふは、後世の奈良



の都を平城と言ひ、京都を平安城と言ふやうに、國家の安寧平和は、一に高原なる皇居に坐せる天神の大權の發動に因るものであつて、而かも天神の仁慈宏徳は、毫も殺伐殘虐を好み給はず、偏に安寧平和を旨とせられ給ひしより、即ち安河と唱ふる所以で、昔は我國を埴安國浦安國と言つたのも、亦た之れと同義である。而して特に天安河と言ふは、高天原にある河流であるから、其他の河流と區別せんが爲めの名稱として冠するに天を以てした迄て

ある。斯くて河畔の地は廣豁開坦であるから、多衆の會合に適してゐる。殊に神代に於ては屋内集會の便に乏しかるべきれば、儲てこそ八百萬の神々が其の會合の地を天安河原に選ばれた譯であらう。

當時高皇產靈神の子なる思兼命は、智慮衆に擢んで深謀才器があるので、此の會合に當り八百萬の神々が、思兼命を推して先づ善後策に關する最良方法を擇出しせしめ、之を原案として衆議に諮り、異議なく之を可決して其の實行に着手した。即ち先づ常世の長鳴鳥を聚めて鳴かしめ、忽ち常闇の天地を鳴き破つて黎明を報せしめた。此の長鳴鳥は恐らく鶏であらうと思はるのであるが、俚俗に鶏は天照大神の御使者と言ふは之れが爲めであらう。斯くて治工天津眞浦をして矛を作らしめ、鏡作連の

遠祖たる石凝姥命をして鏡を鑄らしめ、玉造部の遠祖たる玉祖命をして八坂瓊五百箇御統珠を作らしめ、然る後に

天齋殿前の神樂

を行ふたのである。而して此の神樂を行ふに當り、中臣連の遠祖たる天兒屋根命と、齋部首の遠祖たる太玉命とは、先づ天香山の鹿の肩骨を丸抜きに抜き、白樺の皮を以て之を焼き、太占に卜へて吉凶を判じたのである。此の

太占の風習

は、既に伊邪那岐伊邪那美二神が大八洲經營の始めに於て、夙くも天神に依つて行はれたるに起因してゐる。即ち二神が天御柱を左右より廻りて相共に一處に逢ふべきを約し、伊邪那美神は右より、伊邪那岐神は左よりして、斯くて廻り逢ひ給へる時、

先づ伊邪那美神より阿那邇夜志、愛袁登古袁と唱へ給ひ、次に伊邪那岐神が阿那邇夜志、愛遠登賣袁と之れに和し給ふたのであるが、其の言ふ心は、「嗚呼立派なる壯夫よ」、「嗚呼、美はしの少女よ」と言ふにあつて、夫婦和合の情愛は油然として此の簡単なる一語に溢れてゐるが、併し女神より先づ唱へて男神後に之れに和するは常道でなかつたと見え、其の生み給へる蛭兒は三年経てども脚立たず、次に生まれ給へる淡島も亦た御子の數に入らぬ處から、其處で二神は共々に天神の處に到り、具さに狀を陳して其の教を乞ひ給へるにより、天神は即ち之を太占に卜へて、「女先づ唱ふるは不祥なり、再び還りて之を言ひ改めよ」と命ぜられたのである。是に於て二神は復た天御柱を廻り、伊邪那岐神は先づ左よりし、伊邪那美神は右よりし、斯くて廻り逢ひ

給ふや、即ち天神の教の如く伊邪那岐神より始めて阿那邇夜志、愛袁登賣袁と唱へ給ひ、然る後ち伊邪那美神が阿那邇夜志、愛袁登古袁と之れに和し給ひて、茲に

左正右准の法と夫唱婦和の大道

とが始めて定まるに至つたのであるが、之を定められたる天神の教が實に太占にトはれたる吉凶善惡の判断の結果である。後世には龜卜があり、俗間には辻占、錢占、疊占、箸占、橋占なども行はれて吉凶を判ずるの風習があるのも、其の遠淵は此の太占に發してゐる。而して此の太占は天眞男鹿の肩骨を内抜きに抜き、天波波迦を以て之を焼き、其の現はれたる龜裂に徴して吉凶を判知するのであるが、其の天波波迦は山櫻の一種で、和名抄には朱櫻と見え、即ち黃櫻の一名であつて、謂ゆる樺櫻

と言ふものである。天兒屋根命が天齋殿前の神樂に先だちてトへる太占には白樺を用ふとあるが、要するに又た樺櫻の一種であらう。此の太占は

禁厭咒法

と共に實に科學の起源であつて、現實以上の力たる天然萬有の根本理法を應用せんとするが爲めに起るものであるから、遂に天然萬有の現象を歸納研究し、以て其の理法を發見するに至れる科學の根源たるは勿論である。例へば鍊金術より進み來りしたる理想主義の結果として現はれ、或は天文學は、其の初め人事の關聯を天體の運行に求めんとしたる占星術より起つたので

あるから、我國に於ける科學の起源も亦た實に神代に於ける太占及び禁厭の法に始まつてゐるので、其の禁厭の法は醫藥療病と共に少彦名命に依つて定められ、斯くて人畜の疾疫を治し、鳥獸昆蟲の災害を攘ひ、民生皆其の恩惠に浴したのであつた。即ち天兒屋根命と太玉命とは、先づ此の太占に卜へて吉凶を判じたる後、天香山の眞賢木を根柢にし、其の上枝には玉祖命をして作らしめたる八坂瓊勾玉を着け、中枝には石凝姥命をして作らしめたる八咫鏡を懸け、下枝には青和幣白和幣を垂れ結び、太玉命は此の眞賢木を捧げ持ち、天兒屋命は祝詞を奏した。祝詞は即ち『祈り言』であつて、神に歸一せんが爲めに誠意誠心を披瀝する所の言葉である。而して種々の飾物を附けたる眞賢木を捧げ持つは、又た其の誠意を以て神に歸一せんが爲めの犠牲的

精神の發露を物品の上に表はしたものである。されば眞賢木は四時綠葉の茂れる常盤木で、眞は美稱であり、賢は榮えの義であつて、後世には神の字を用ひてゐるが、誠意を籠めて神前に供する樹木としては、斯る四時綠葉の榮えたるものに若くはないのである。其の榦には勾玉を着け鏡を懸けて、玲瓏珠の如く純潔鏡の如き至誠を表昭し、且つ又た麻を以て作れる布の青和幣、楮を以て作れる木綿の白和幣を垂れ結びて清淨を尚び、斯くして天手力雄命は齋殿前の戸隠れに佇み、天鈿女命は眞拆葛を上に登つた。此の茅纏の矛と言ふのは、矛の柄を茅にて巻けるもので、後世の謂ゆる鎗の千段巻の處が茅で巻き付けたものである。斯くて槽の上に登れる天鈿女命は、胸乳も顯はに舞踏し

たのであるが、其の状の如何にも噴飯に堪へぬものがあるので、八百萬の神々は高天原を震動せしめん計りに相共に笑ひ崩れながら、盛んに歌舞音樂を奏すること思兼命の謀る所の如くした。是に於て天照大神は齋殿の内にありて訝り給ふやう吾既に閉ぢ籠りて天下は常闇となり、生民皆昏迷せるの時、如何んぞ天錫女命の舞踏するあつて、尙ほ且つ八百萬の神々が相共に咲笑すること斯くの如きぞと、神慮漸く殿外の神樂に動かされ給ふの時、天兒屋根命と太玉命とは、八咫鏡を捧げて殿外より啓して曰さく「臣等の捧げ奉れる鏡は、大神の明徳の麗はしきにサモ似たり。願くは戸を開きて御覽じ給へと」之を聞食したる大神は、益々殿外の様子を怪み給ひ、何事なるかと少しく戸を開きて窺ひ給へば、料らずも八咫鏡に御姿の映るを歎はして御感斜なら



ず、稍其の玉體を戸外に現はし給へる折柄、待ち設けたる手力雄命は、此の機を逸せず颯と玉手を奉承して殿外に導き奉れば、太玉命は手早く標繩を殿前に引き渡して『願くは是より内には再び還り給はざれ』と言上して、即がて大神を新宮に遷し参らせたのである。後に世に至り神前神木其の他不淨を忌む場所に標繩を廻らすは、其起因を茲に發してゐるのである。儲て此の新宮と言ふは、手置帆負命と彦狹知命とをして、紀伊國の大峽小峽の良材を探り、新に

造らしめたる瑞殿で、此の二人の命は當時我國に於ける建築の技師長であつた。されば神武天皇の檜原の宮殿も、亦た此の二人の命の孫の造營する所であつたのである。斯くて八百萬の神は、大神を新宮に遷し参らせ、豊磐間戸神、櫛磐間戸神をして宮門を護衛せしめ、天鉢女命を御前に伺候せしめて、初めて共に愁眉を開き、天地再び晴れ渡れるを喜びつゝ、
鳴呼天晴れ。鳴呼面白。鳴呼樂し。鳴呼さやけ。鳴呼おけ。
と歌ひて、手にく木の片れ箇の葉などを持ちて歡樂抃舞したのである。此の鳴呼天晴れと言ふは、常闇の天地が晴れ渡つて再び光明を見たること。鳴呼面白とは、常闇の世界より出て來りて天日に映ゆる顔色の生々したこと。鳴呼樂しとは、屈扱したる心の展びて嬉しきこと。鳴呼さやけとは、手にせる箇葉

が躍るに連れて勇ましく葉擦れのする音。鳴呼おけと言ふは、木の片が打ち合ひて響く音の愉快氣なることである。斯くて天地開明に復し、再び萬機を親裁し給ひて、國運益々隆盛に、威徳八絃を覆ふに至つたのであるが、後世の神樂、俳優、歌舞音樂等は、即ち此の時より胚胎したのであつて、我國の

美術の淵源

は實に茲にあるのである。即ち美術は、太古に根源を有する科學と共に、神に對する信仰より分立したものであるが、そもそもも信仰とは、自己以上の大生命と感應し、之に信賴する精神的狀態で、現實以上の大理想を信じ、此の大理想に準據して生活活動を遂げんとするにある。故に法律も道德も宗教も教育も政治も經濟も、皆共に此の理想の發現に外ならぬ。即ち此の理想

よりして天地萬有を觀察すれば、日月星辰雷電雲霧風雨霜雪山川草木沼澤河海水火土石飲食器物に至るまで、總べて大理法の活動あるを見るので、此の大理法の信仰を宗教と名づくるならば、則ち科學及び美術も亦た此の宗教より分立したものである。之を美術に就て言ふならば、旭日輝々として大洋の波を浴び、其の東天に昇らんとする雄大壯麗の光景。或は夕陽の暮雲を彩りて、白沙青松の長汀曲浦に榮るの状。若くは炎雲奇峯を成し、忽ち黒雲去來して驟雨の將に來らんとする夏日の有様。或は銀盤中天に澄み渡りて、孤雁遠人を想はしむる秋夜の月など、現實生滅の事相を美觀に描き出せるは美術であるが、此の美術は實に其の初め祭神の儀式中に發達し、其の儀式は、神人歸一の理想を有形に表昭し、音律歌舞に依つて美化されて發現したる

もので、其處に美術の根柢があるのである。

更に此の神人歸一の理想を以て、家族社會國家等の方面に表現したるものは道德で、其の道德は國家社會の成立狀態及び發達の順序等に依つて甲乙互に多少の差があるから、其處に國民道德なるものが生じて来る。而して此の道德生活の間に行はるゝ所の正義に基づき、惡を懲すべき國家的社會的制裁は、即ち

其の國家の法律

であるが、法律と道德とは異名同體とも言ふべくして、此の兩者の遂に一致せんことは、吾人人類の希望であるから、從つて國法と國民道德との一致を望むことも亦た當然であるが、之を神道より見れば、法律なるものは神人の歸一の爲めに、其の罪過に對する賠償を爲さしむる規定である。即ち神代に於て既に

天つ罪國つ罪

を規定されたのも亦た之れが爲めである。而して其の天つ罪は、一、樋放、二、溝埋、三、畔放、四、重播、五、籤挿、六、伏馬、七、屎戸、八、逆剝生剝の八個條で、曩に天齊殿の變事あるの時、皆素戔鳴尊の犯し給へる所で、其の犯罪は高天原に於て行はれたものであるから之を天つ罪と言ふのである。斯くて素戔鳴尊は此等の犯罪に對し、之を贖はんが爲めに千座の置戸を科せられ、以て多數の倉庫に其の課物を徴せられたる上、更に髪を拔かれ、鬚を切られ、又た手足の爪を剝がれて、而かも追放に處せられたのである。其の國つ罪とは、一人を殺傷し、二死者に害を加へ、三、母子互に姦し、又は他人の母子を姦し、四畜類を淫し、五神を汚して其の禍を蒙り、六鳥類を害して其の災を招き、七、生物

を殺戮し、八邪禱を行ふ者の八個條であつて、總べて下民の犯罪である。

即ち天つ罪國つ罪の如き此等の法律は、一面には祖神の威力の表示で、祖神に歸一せしめんが爲めの賠償方法の規定であるが、而かも此の威力は下民をして恐怖せしめ、以て畏服せしめんが爲めの威力ではなくして、實に慈愛を根柢とせる圓滿無量の間に犯すべからざる神聖の威嚴であるから、下民は其の威嚴に對して恐怖するのではなく、赤心の至誠を捧げて神を敬するのである。故に神は吾等を愛し、吾等は神を敬し、斯くて其の敬愛を實修實行して初めて其處に神人の歸一があり、其の實修實行を全からしめんが爲めに其處に法律がある。而かも其の法律は神の威力のみではなくして、又た實に神の愛力の表現であるか

ら、此の威愛を兼ねたる一國の政治には、法律もあり道德もあり教育もあつて、皆何れも互に關聯し、相倚り相離るべからざるものであるが、そもそも其の道德とは何であるか、道德と教育とは如何に關聯しつゝあるか、又た國政と如何なる關係に於て其の道徳は存在し、其の教育方針が確立せるかを述べて見やうと思ふ。之れに就て先づ道とは何ぞやと言ふことを説かねばならぬ。

道とは何ぞや

天地宇宙は大自然の理法に依つて、空間的に時間的に圓満なる活動を繼續し、一絲も亂れざる規律正しき秩序を保つてゐる。而して人間社會は天地宇宙の一部分であるから、同じく大自然の理法に支配せられて、其の發達進歩を遂げつゝあるのである。

此の理法は即ち「道」であつて、人間社會に於ては特に之を「人道」と謂ふのである。要するに人道は天地自然の道で、人の人として踏み行くべき筋道即ち心の道である。此の道は人の人たる所以の本分を一貫する所の正理であるから、人類の生存と共に生存し、國家社會の存在と共に生存し、天地と終始して變ぜざる一定不動の條理である。即ち人の人たる條理、人間の人間たる本領が「道」であるから、此の道の「用」は法律制度となり、政治教育となるのであつて、「用」は固より變通自在であるが、其の本領たる道の「體」は萬古一貫の「誠」でなければならぬ。此の「誠」は先づ一身を修むるに始まり、次に一村一國に及ぼし、更に世界の平和を保つ上に於て發揮せられ、仁義となり、禮智となり、恭儉となり、忠孝となり、博愛となり、節操となり、規律となるもので、即ち

ち天地と終始する所の道である。孟子曰く「天下の廣居に居り、天下の正位に立ち、天下の大道を行ふ。志を得れば民と與に之れに由り、志を得ざれば獨り其の道を行ふ。富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はずと。道の尊き所以は即ち此處に存するのである。然らば德とは如何なるものであるか、更に之を究めねばならぬ。

德とは何ぞや

此の道を正しく踏み行へる結果として發現するものは即ち德である。故に道を守らざれば德を保つことが出来ず、德を保たねば道を行ふことが出来ない。然らば其の德とは如何なるものであるかと言ふに、古來より種々に解釋が下されてゐる。即ち智の德、勇の德、正の德、德の德と四種に別つ者もある。或は又

た正義の德、徳性の德、智性の德と別ける者もある。西洋では徳を「ヴァーチュ」と言つてゐるが、古代の希臘では、智、勇、節操、公正の四徳を數へ、或は其の「公正」に代ふるに「仁愛」を以てし、近代英國の「ヒューウエル」氏は、仁愛、公正、信實、清潔、秩序の五徳を唱へ、支那に於ては書經の大禹謨に寬にして栗、柔にして立、恩にして恭、亂にして敬、擾にして毅、直にして温、簡にして廉、剛にして塞、彊にして義の九徳を擧げ、「洪範」には、正直、剛克、柔克の三徳を擧げ、「周禮」には、知、仁、聖、義、中、和、の六徳を示し、孔子は専ら「仁」を説き、孟子は仁と義とに加ふるに禮と智とを以てし、「中庸」には、智、仁、勇を天下の三徳とし、漢代に至りて仁、義、禮、智、信の五徳を數へて五常の道と唱へ、又た君臣の義、父子の親、夫婦の和、長幼の序、

朋友の信を人倫の道と稱するに至つた。要するに人の人たる道を躬行實踐するのが即ち「德」である。此の德には

公德と私德

の別がある。西洋では私徳を「プライベート、ヴァーチュ、公徳をパブリック、ヴァーチュ」と言つてゐる。韓退之が「己に足つて外に待つなき、之を徳と謂ふ」と説いてゐるのは私徳の事である。自己一身を修めるには私徳を以て足るのであるが、社會公衆に對するには公徳を以てせねばならぬ。固より社會公衆を離れて私人の存在を認むることも出來ず、私人を無視して社會公衆の成立を望むことも出來ないのであるから、公徳以外に私徳の獨立する筈はなく、私徳のみで團體生活の幸福を期待し得る譯もないが、之を公私の徳に分つのは、即ち個人と公共との對象の

別に依るのである。そもそも私徳とは自己一身を守る所の徳で、守分知足、質素儉約、堅忍自制などが夫れである。公徳とは自己一身の利害を顧みずして、他人及び公共の權利を重んじ名譽を尊び、其の自由、安全、幸福を害することなく、進んで之を助成し、誠心誠意を以て社交上の徳義を全うするを言ふのである。若し夫れ自己のみあるを知つて公徳を重んぜず、或は私徳を失ひて私欲に陥り、遂に公共の利害を顧みざるに至らば、國家社會の安寧秩序を破壊し、人類の天性たる共同生活の實を失ひ、之れが爲めに國家の衰亡を來すを免かれないのである。さればこそ人間社會あつて以來、義勇奉公、守約律正、博愛信義、公明正大、節義廉直、恭敬禮讓などの公徳に關し、其の躬行實踐の急務たるを説くこと頗る切なるものある所以である。

以上説明したる所の「道」及び「徳」を併せて「道德」と言ふのであつて、道に據つて徳を得、徳に依つて道を行ひ得るのであるから、

道と徳とは離るべからざるもの

たるは勿論である。其處で此の道を踏み徳を行ふには如何にすべきかと言ふ問題が起るのであるが、其の答は頗る簡単で、「各人の精神修養を努めよ」と言ふに過ぎぬ。即ち善を成し惡を退けるべく鍛錬を積めと言ふことで、正義を以て一貫し、至誠を以て終始せよと言ふに歸着する。而して其の善と言ひ惡と言ふは如何なる標準に據るかと言へば、之を良心の判断に待つの外はない。其の良心とは如何なるものであるかと言へば、天地の理法に合致したる誠の心であると言はねばならぬ。近來頻りに常識即ち「コンモン、センス」と言ふ詞が用ひられてゐるが、善惡の

標準は此の

常識の判断

に依つて決して誤りがないのである。常識は即ち其の時代に於ける文明の反映で、科學の進歩に伴ふものであるから、其時代に應じて善惡の判断が出来る。例へば或る時代には奴隸を認めてゐたのであるが、今日に於ては人道上の罪惡として論じられてゐる。又た或る時代には賄賂の授受を非道德とは認めなかつたが、今日に於ては社會公衆に對する重大なる罪惡として問はれるゝことになつた。或は古代に於ては父子兄弟を除くの外は結婚を忌まなかつたが、今日に於ては其の忌むべき範圍が擴大せられてゐる。若くは飛行機潛航艇などに關して、空中戰爭海底戦争を判断するの常識は、過去十數年前には得られなかつたも

のである。無線電話、無線電信なども亦た同様で、畢竟文明の反映したる常識は其の時代の進歩に伴ふものであるから、昔時に於て罪惡ならざりしものも、今日に於ては、罪惡と認める場合があつて、此等の判断は其の時代の常識に待つの外はない。併しながら天地の理法は始終一貫で、此の理法に合致せる人道は萬世不變であるから、一誠以て之を貫くに古代と現代との區別はないのであるが、此の至誠を貫く上に於て日常行爲の判断を要する、此の判断は常識に待ちつゝ良心の曇りなき鏡に照さねばならぬ。良心は言ふ迄もなく玲瓏玉の如く、日月の光明の如きものであるが、常識の缺乏は此の良心の光明を曇らせるから、良心をして明鏡たらしめんには即ち常識の養成と其の發達を期せねばならぬ。斯くて天地の理法に合致せる人間社會の道徳を

躬行實踐することが出来るのである。常に正義至誠を以て進むことが出来るのである。

此の道徳を躬行實踐せんが爲めには

吾等の精神修養を積まねばならぬ。之を積むには其の善の微なるものと雖も捨つることは出来ない。其の惡の小なるものと雖も取ることは出来ない。故に伊藤東涯の教訓には「善微なりと雖も、日に養ふて害せざれば、遂に其の徳を成す。惡小なりと雖も、日に長じて除かざれば、遂に其の身を喪ふ」と見え、蜀の劉備が其の臨終に際して嗣子を誡むるに「惡の小なるを以て爲すことをなれ、善の小なるを以て爲さざることなれ」と言ふことを以てしてゐる。即ち其の小を積めば大となるのであるから、又た荀子に「積土山を成さば風雨興り、積水淵を成さば蛟龍生す。

積善德を成さば神明自から得て聖心循ふと言つてゐる。要するに道は近きにありて、之を遠きに求むるに及ばぬのである。唯だ今日の一日を無益に費すことなく、朝夕孜々として積善積徳を怠らなければ、則ち積土山を成し積水淵を成す所以て、一日の善を積むことは百年の善を積むことであるから、道德を遠大高尙なるものと誤解し、之れが躬行實踐を難事なるかの如く考へ、努めて敬遠主義を取るなどは以ての外の心得違ひである。道德は決して宗教家教育家などの獨占範圍のものではなく、吾等が日常に於ける居坐進退、一舉手一呼吸の間と雖も、間斷なく道德と始終しつゝあり、又た始終せねばならぬのであるから、些々たる事と雖も道德の範圍外に脱することなく、絶えず道德の修養を怠らなければ、即ち謂ゆる「心廣く體胖なり」で、何等の

煩悶もなければ何等の苦痛もなきのみか、匹夫にして百世の師となり、第二の孔子たり第二の釋迦たり得るのである。個人にして既に然りとせば、一家一邑一郷一國も亦然らざるはないのである。此に於て理想の社會あり理想の國家を實現し得られるのである。之を要するに、

道德は偉大なる力

である。無形の力を以て有形の幸福を實現せしむる働きである。凡そ力には自然の力と人爲の力とがあり、又た無形の力と有形の力とがある。而して其の力なるものは總べて作用であり、作用は働きであるから、道德は即ち心の作用であり、精神の働きである。其の心の作用、精神の働きは無形の力であるが、此の無形の力が現はれて有形となつたものは即ち人間社會の幸福で

あり國家の隆運である。且つ夫れ人間の心即ち精神は、天地宇宙の間に磅礴せる大自然の理法を享受したものであるから、道德は又た自然の力である。併し之を行ふ者は人間であるから、道徳に又た人爲の力と言ふことが出来る。要するに無形にして有形となり、自然にして人爲を兼ねたる道徳の力は、社會を動かし、國家を動かし、世界を動かし、天地鬼神を動かし得る所の絶大なる力であつて、火薬の力も、蒸氣の力も、電氣の力も、磁石の力も、如何なる總ての器械の力も、此の道徳の力に向つては畏伏せねばならぬ。吾等は政治の力、法律の力、軍隊の力、學問の力、教育の力、智識の力、藝能の力の偉大なるを知つてゐる。併し此等の力は道徳の力に比ぶれば猶ほ其の大に於て及ばぬ所がある。何となれば一國の政治の善良と言はれるのは、

其の政治が道徳に協ふたものであるからである。完全なる法律制度と言ふのは、又た道徳に協ふたものである。天人の共に許す所の師と言ふのは、即ち仁義の軍である。されば國富み兵強く、内に實力を養ひ、外に國威を宣揚するのも、亦た皆道徳に協ふからである。若し夫れ道徳地に落ちて民に仁義なく秩序なく、華美を事とし、奢侈に流れ、安逸を貪り、驕傲自から居り、浮薄に趨り、情弱に陥るならば、其の國は必ず貧弱にして國運内に衰へ、勢威外に振はず、遂に自亡自滅するより外はないのである。古代の羅馬希臘、近代の埃及印度などは、皆其の實例を示してゐる。然らば則ち道徳の力は如何なる他の力をも超絶したる强大無限のものと言つても敢て誣妄の言ではあるまいと思はれる。

併しながら人道としての一般道德、即ち世界共通の道德と共に、一國には又た一國としての特殊の道德がある。之を

國民道德と言ふ。

のであるが、此の國民道德は固より人道と背反するものではない。唯大人道の上に國家的色彩を帶びた迄で、其の國家的色彩は各國民の特性に依つて多少の相違があるから、即ち英國には英國國民道德があり、獨逸には獨逸國民道德があり、佛蘭西には佛蘭西國民道德、露西亞には露西亞國民道德、支那には支那國民道德、日本には日本國民道德がある譯であつて、此等國民道德は皆歴史的に明瞭であるが、別けて日本國民道德は、世界に普及せしむべき模範的道德であることを知らねばならぬのである。

日本國民道德

此の世界的模範道德たる日本國民道德の本源は即ち神道である。其の神道は又た皇道である。而して此の神道即ち皇道は、吾等億兆の規範で、發しては大和魂となり、武士道となり、其の精髓は忠孝一本の大道に存し、其の基づく所は清淨純潔の至誠に宿り、犠牲的精神を發揮して天皇に歸一し、祖先に歸一し、君臣の一一致となり、上下の和合となり、小にしては家庭の團欒となり、孝悌慈愛となり、和順貞操となり、大にしては忠君愛國となり、義勇奉公となり、斯くて節義廉直、恭敬禮讓、公正大度、博愛信義、守約律正、堅忍自彊、和衷協力、剛健勇邁、寛量大度、守分知足、勤儉力行等の處世行道となるのであつて、而かも此等の規範は、皆悉く神代に於ける神々の詔勅及び歴代

天皇の聖勅に則りて萬世不變の教法となり、祖神の御動作及び列聖の御治績は、即ち天地と終始する所の範典である。故に日本歴史は神道即ち皇道の精髓を發揮したる活動の日誌で、又た過去現在將來に亘りての國民道德の標準であるから、教化訓陶の資料を國史に索むるは、世界に於て唯だ我が日本民族あるのみである。されば我國教育の根本は、又た實に國民道德の標準たる神道及び皇道に據るの外なく、斯くて

國民道德と國民教育

とは始終して相離れず、常に國體を闡明ならしむるに依つて其の大本を立て、其處に永久不變の大精神を有するのであるから、如何なる時勢の變化があらうとも、政體は如何に變遷し、社會は如何に進歩發達し、對外關係は如何に推移しやうとも、我が

國民教育の大精神は天地と一貫して萬世不變でなければならぬ。即ち忠孝一本の大道は、古今に亘つて變化あるものでなく、忠君愛國の至誠は、時代に従つて消長すべきものでなく、億兆一心の美も、犠牲的精神性の發揮も、義勇奉公の實績も、亦た其の時代に依つて善惡を顛倒するものではない。假令科學と宗教と分離し、教育と宗教と分離し、法律道德と宗教と分離したる今日と、之れが分離せざる古代とは、其の形式に於て外觀に於て差別ありとは言へ、之を一貫せる大精神は毫も相離るるものではない。故に神道即ち皇道にありては、國民道德の振興も、國民思想の統一も、憲政の運用も、文化の成績も、產業の發達も、社會の風潮も、財政の整理も、法律の改善も、教育の進歩も、内治の美績も、外交の圓滿も、富國強兵の實も、有らゆる治國

安民の根本問題と、社會風教上の施設と、國家萬年の大計とは、一に繫つて神道即ち皇道の奉戴に存するから、祖神の遺徳を欽仰し、其の遺訓を遵守するは、即ち我國教育の本旨たるは論を待たぬ。

元來教育なるものは、現代及び後代に於ける國民の本分を全うせしめんが爲めに、精神上物質上の確乎不動の大精神を、其の國體の眞髓に採るを以て本旨とするから、過去に於ける歴史の成跡は、現代及び後代に於ける教育の標準となるのである。固より現代に於ける生活活動の實用上の智識學術技藝を授くるも、亦た教育の一部であるが、其の人物を養成し、偉大なる人格を作り、以て祖神に歸一し、天皇に歸一し、國家に歸一し、斯くて日本國民の一人たり日本國の分子たる個人が、克く日本國

家の表現者たり得べく教養する所に、眞正なる教育の本旨があるので、即ち過去に於ける歴史の成跡が其の標準となるのであるが、其の歴史は神道即ち皇道の精華の發揚されたる日誌たるに於て、教育の淵源は之を歴史に溯り、以て建國祖神の偉業と遺徳と其の遺訓とを虔仰遵奉するにあるは論を待たぬ。而して國政の根源も亦た祖神の天業より發してゐるのであるから、祖神に一致せんが爲めの祭祀に依つて、又た其の天業に一致せんことは、即ち國家統治の要道である。故に政道の本源は即ち又た教育の本旨で、

政教の一體

は祭政の一致と共に、萬邦無比の國體を成せる所以である。そもく國民教養の本源は、宗教と教育とにありと言はれてゐる

が、其の宗教は教育と如何に關聯し、又た道德と如何なる關係があるかと言ふに、宗教は人間生活の一切の規範を其の内心の信仰に求むるもので、道德は此の規範の上に其の根據を有するものである。故に

宗教と道德

とは最も密接の關係を有すと言ふよりも、寧ろ其の本來は同一體であるから、宗教心の程度如何に依りて道德に差別があり、道德心の要求に依りて宗教心を保障されるものである。されば宗教は道德的秩序を内容とする信仰であり、又た道德生活の規範を定むる信仰であると言はれてゐる。故に道德の實行を離れでは宗教の生命は存在するものでない。即ち宗教は神を根據として存在する所の道德で、神と道德とを包括するものであるか

ら、其の根本範圍は道德よりも廣く、道德は宗教に依つて統括せらるるものであるが、而かも其の終極の目的は、宗教に到達せざれば已まぬものである。獨り道德のみではない、政治でも法律でも教育でも學術でも、亦た皆然らざるを得ないのである。唯だ此等の總べてが各々分岐したる後に於てこそ、宗教は或は天命の信仰、或は靈魂の信仰、或は神の救濟慈愛と言へるが如き方面を以て、宗教夫れ自身の面目としつゝあるも、之を其の始めに溯れば則ち人生生活の一切の範圍を網羅したる大理想であつたのである。之を要するに宗教の根柢は、現實の事相に對して理想を求むるにあるから、彼の科學、教育、政治、法律、道德、文藝等の分化したる後に於ても、其の統一的理想は宗教と同一の根柢に歸着する。而かも現在に於ける世界の宗教は、

此等の分化と共に分化して、特殊の歴史ある宗派となり、以て個々別々に存在しつゝあるから、世界を一團とし、人生を總括し、天地宇宙を包容する所の廣義の宗教たるべく統一せらるべきも見えないのである。此時に當り若し宗教の見地よりして神道を見るならば、神道は實に世界を包容し、天地宇宙を一團とせる最大至高の宗教と言はねばならぬ。元來何れの宗教と雖も、

個人の安心立命

を教へて、之を修養せしめざるものはないが、其の個人の悟道と言ひ、個人の安心立命なるものは、神道より言へば殆んど問題にならぬのである。何となれば神道に於ては、個人は個人の個人でなく、我が國體に於ては、吾人は吾人の吾人でなく、又た現代は現代の現代でない。吾人は日本人としての吾人であり、

日本國民としての個人であると共に、先世の延長たり後代の先驅たる現代の吾人であるから、同心一體たる日本人として悟道し、過去現在將來を通じての日本人として安心立命する所に神道の眞髓があるのであつて、單に孤獨の個人の安心立命に至つては、殆んど齒牙に懸くるに足らぬ次第である。即ち之を以ても亦た神道即ち皇道は、他の宗教より見て遙に廣大無邊て、天地を包含し宇宙と合致せる絶大の規範と言はねばならぬ。さればこそ神道に準據せる我が國體の萬邦無比なる所以である。

故に國民教養の本源は

宗教と教育とにありと言はるるとも、國各々其の建國の由來を異にし、君臣の關係を異にし、國民の性狀を異にするに於て、之れが教育の本義も亦た萬國一律を以て推すことは出來ない。

而して其の教育は、政治道德法律等と共に、終局の目的は宗教の根柢と同一なる理想に到達するにありとすれば、宗教も亦た教育と隔絶すべからざる以上、其の國家の成立、其の國民の性状を度外視することは出來ない。さればこそ佛教は既に全く日本化せられ、儒教も亦た日本儒教となつた譯である。然るに人或は曰ふ、宗教の目的は國民として感化せんよりも、寧ろ人類として將た個人として之を完美の域に誘導するにあるのである。故に國家には法律があり、社會には宗教があつて、國民としては法治の下に立ち、個人又は人類としては宗教を信奉せねばならぬと。併しながら此の説は、人類と國民との間に障壁を設けたる偏見であつて、天地宇宙より之を見れば、國民も人類も何等の差別がないのであるから、國民としても人類としても同一

の規範に據り、同一の理想に據り、共に俱に神人歸一の域に達するものでなければ、其處に眞正の宗教なるものが認められない。若し其の眞正の宗教に扞格する所の國體があるならば、其の國體は不完全のものである。若し完全なる國體に撞着する所の宗教があるならば、其の宗教は眞正の宗教として見ることは出來ないのである。そもそも

國家と社會と人の關係は

何うであるかと言ふに、社會は國家の外に存立するものでなく、國家は又た社會を離れて存在するものではないから、人は社會の一員として同時に國家の一分子たる以上は、國民としての教育と、個人としての宗教と、其の教義精神に於て相扞格すべき筈のものではない。故に其の國に行はるべき宗教の教義が、其

の國體國法と背反すべからざるは勿論で、法治と宗教と互に調和し、教育と宗教と歸一する所がなければ、到底國民道德の根柢を鞏固ならしむることが出来ない。従つて國民は其の精神教養の根本義に於て遂に歸趣する所を失はねばならぬ。斯る時に際して危險思想の如き國家を蠱毒するものの鼠入し來らんには、人心惑亂し、民性を攪破し、社會を昏迷の裡に投じて、國家の運命を危殆ならしめんは必定である。固より我が國民性は此等危險思想の爲めに破壊せらるるが如き薄弱なるものでなく、其の本源は一に至誠より發し、其の至誠は天地を貫き乾坤を覆ひ、玲瓏玉の如く、光明日月の如く、凝つては百鍊の鐵と爲り、發しては萬象の櫻と爲り、至忠至孝、大義高節を重んじ、義勇奉公、億兆一心、以て犠牲的精祿を發揮し、以て國體の精華を發揮し、

揚しつゝあるのであるが、斯る國民性は實に建國祖神の威徳と遺訓とに依つて馴致せられたるもので、其の威徳と遺訓とは、即ち天地と始終し、萬世に一貫する神道であつて、此の神道を繼紹し給へる皇道と共に、永久不磨の典範として、億兆の共に虔仰遵奉する所であるが、此の典範の最も先なるは、即ち天照大神の寶祚無窮の大詔と寶鏡奉齋の垂訓とであり、其の近きにありては明治天皇の教育勅語であらせらるる。吾等は神徳の深遠なるを仰ぎ、又た皇德の廣大なるに浴すると共に、天壤無窮の皇運を扶翼し奉りて、世界無比なる民性を發揮することこそ、即ち先世に對し後昆に對する現代の吾等の本分であるのである。

日本民族論（終）

大正五年六月二十四日印刷
大正五年六月二十八日發行

(定價貳圓五拾錢)

著作者 文學士 中 村 德 五 郎

大阪市東區本町四丁目四番地

石塚猪男

藏

振替口座大阪一三六七五番

大阪市西區阿波座二番町一番地

石塚

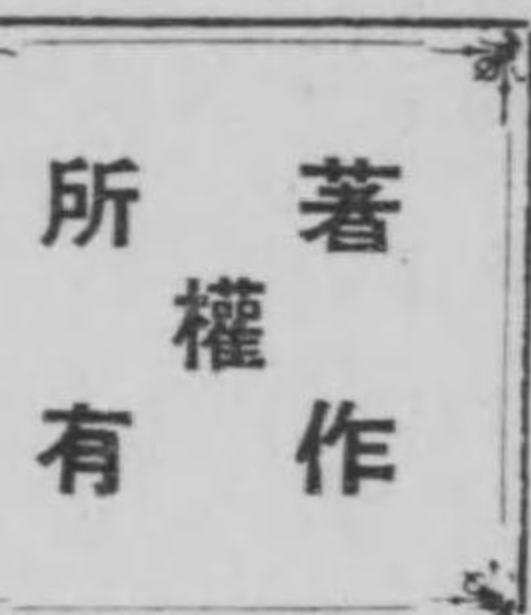
猪

幸

製印
本刷
者兼

堀

越



販賣所

東京市神田區美土代町
三丁目一一番地
一丁目十四番地
錦町

富田文陽堂
振替口座東京三三〇七番

石塚卯之助

389.1
N 37

終

